

第8期 第3回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(14人)
4. 欠席委員(4人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第 7号 農地法第3条の許可申請について (5件)
 - 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (3件)
 - 議案第 9号 農用地利用集積計画書について (1件)
 - 議案第10号 農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」
の決定への意見について (1件)
 - 議案第11号(追加議案) 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。新聞等でご周知とは存じますが、去る9月28日に西岡、志津川地区の〇〇 〇〇 委員さんがご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、弔意を表し黙祷いたします。みなさんご起立ください。

黙祷（1分間）。お直りください。ご着席ください。会議に入ります前に本日は農林振興課〇〇主査から説明したいことがありますので、冒頭お時間をちょうだいしたいと思います。〇〇主査お願いいたします。

○農林振興課 〇〇主査

本日は東温市地域農業再生協議会の事務局として、ご説明したいことがございますので少しだけお時間を頂けたらと思います。

経営安定所得安定対策に関する5年水張りルールについての説明。

○局長

〇〇主査は公務に戻りますので、ご退出お願いします。（〇〇主査退出）。

改めまして、会議に移りたいと思います。本日の総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は18名中14名です。会長 〇〇 〇〇、8番 〇〇 〇〇 委員、9番 〇〇 〇〇 委員、15番 〇〇 〇〇 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。それでは〇〇代行、よろしく申し上げます。

○議長（会長職務代理者）

皆さん、おはようございます。

本日は会長が欠席ですので、代理で進行をさせていただきます。不慣れでございますがよろしく申し上げます。

それでは只今から第3回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、10番 〇〇 〇〇 委員さん、11番 〇〇 〇〇 委員さん、よろしく申し上げます。

議案審議に入っていきます。なお、事前にお配りした議案以外に議案第11号を追加議案といたします。まず、議案第7号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。1番目から3番目の案件につきましては譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、227㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は7,065㎡です。周

辺農業経営への影響は、特に支障なしとのこと。

続きまして、2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、303㎡。外2筆で計3筆。合計面積は841㎡です。権利内容は、この土地についてはすでに〇〇さんが賃貸借により耕作しておりますので、耕作者に農地を売り渡すため権利内容は小作地解放となります。作付作物以下同じです。

続きまして、3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、990㎡です。権利内容は、小作地解放です。作付作物以下同じです。よって農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。地図4ページをご覧ください。場所は〇〇付近です。今回の申請地については譲受人の〇〇さんのお父さんの代から、引き続いて耕作されておまして、令和5年10月31日で利用権設定の期間がきれることから、更新するのではなく、今後も〇〇さんが耕作し続けたいとのこと、譲渡人に相談し、譲渡人は農業をする予定がないため、売買で話がまとまったとのこと。

地図4ページの〇〇番〇の農地の西側が〇〇さんのご自宅です。自宅周辺であることと以前から耕作されているとのことなので農業経営や周辺農業への影響もないと考えております。

また、昨日地元農業委員の〇〇委員とも話しまして、現地を確認した結果、野菜とお米が作付けされており、きちんと管理していただいているので問題ないとのことでした。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇

○ ○○さん。土地は、○○番○、田、2, 566㎡。外5筆で計6筆。合計面積は、8, 742㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、苺です。主な農機具の保有状況は、軽トラックを所有しており、トラクター、田植機を購入予定、コンバインは貸借するとのことです。労働力は、本人、妻、父、母の常時4人です。耕作面積は8, 742㎡で同一農業経営世帯であるため、耕作面積をそのまま引継ぐこととなります。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。まず初めに申請者のお宅は2年前に火事で全焼し、その後造成し、今年の春ごろに家が建ちました。それなので主な農機具の保有状況で購入予定となっておりますが、以前所有されていた農機具が火災でなくなったため、新たに農機具を購入されるとのことです。○○さんは仕事に務めておられますが、農業研修場に通り苺の勉強をされたとのことです。また、ご両親についても農業を手伝うとのことです。地元でも若い者が農業をやっていただくのはいいことだと思い承認いたしました。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、18㎡。です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は、本人と妻の常時2人です。耕作面積は8, 364㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。地図7, 8ページをご覧ください。場所は〇〇の東側で〇〇の北側になります。この件については〇〇さんのお父さんの代から土地を売買されていたのですが、きちんと名義変更の手続きができていなかったことが判明したため、きちんと整理したいとのことから申請に至ったとのことです。

地図8ページにもございますが申請地は〇〇さんが耕作している農地に隣接している西側となっております。

地元農業委員の〇〇委員にも状況を確認したところ、面積も僅少で荒れてもないため、特に問題ないとのことでした。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について3件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第8号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件となります。6番 所有者 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、畑、739㎡。外4筆で計5筆。合計面積は4,917㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。転用目的は共同住宅3棟社員専用、駐車場、緑地帯、通路、駐輪場です。開発許可は不要で、転用許可は必要です。

この案件につきましては、本日お配りしております別紙1をご覧ください。土地利用計画図となっております。〇〇の従業員のための共同住宅3棟の建築が予定されており、駐車場が57台、駐輪場が48台、緑地などを配置している計画となっております。次ページは申請地の航空写真でございます。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は9ページになります。場所は〇〇になります。建築予定面積は5千㎡を超えて

おります。申請地については〇〇で勤務している市外に居住されておられる従業員について、通勤が大変とのことから場所を探していたところ、会社から2キロ以内で候補地を選定し今回の場所に決まったとのことです。

申請地は農用地の青地であるため除外をして、転用する予定です。今回申請地の中に水路が通っておりまして、水路をつぶすことになると申請地西側で牛舎の南側の農地への供給ができないとのことから、水を確保するために水路を新たに設置するとのこと承認いたしました。以上ご審議お願いいたします。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 所有者、申出者共に東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、213㎡の内90㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は10ページとなりますが、先ほどの案件の隣地となっております。申請地は自宅横の農地を分筆し、一部を駐車場として利用する計画です。今回の申請の理由といたしましては申出者の〇〇さんがご夫婦で住まれてた家の同一敷地の南側に娘の家が最近建ちまして、車の置き場所がないとのことから、すぐ横の農地を転用し駐車スペースとするとのこと申請に至ったとのことです。農繁期には娘夫婦も農業の手伝いを行うとのことから特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇 持ち分2分の1。〇〇 〇〇 持ち分2分の1です。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、161㎡。同所同字甲2201番1、田、450㎡。計2筆で合計面積661㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。転用目的は露天駐車場、通路です。開発許可は不要で、転用許可は必要です

この案件につきましては別紙2に土地利用計画図を添付しておりますのでご覧ください。申請地は〇〇の本社の隣接地で従業員の自家用車11台と2t車両4台の駐車場として利用する計画となっております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。先ほど事務局が説明した図面をご覧ください。場所は〇〇に入る道沿いにありまして、孤立した農地となります。周辺の農地への影響もないことから、特に問題がないと思われれます。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第9号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第9号農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和5年度第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は11月1日開始分です。申し出件数は58件、面積は121,407㎡。

その内、期間借地は11件、面積は22,991㎡となっております。

貸し手は51名、借り手は36名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外7種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値8,000円、最安値3,341円です。現物では、最高60kg、最低11kgとなっております。

地目別は、田 120,572㎡。畑 835㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございますが、東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第10号、農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定に対する意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第10号の資料をご用意下さい。農地中間管理事業は、農地の貸借を行うための制度の1つで、農地中間管理機構が土地所有者と借受者（耕作者）の間に入って農地の借り受け、貸し付けを行うものです。これにより、農地の貸借や賃料の受け渡しに対する保証が得られます。

今回は、〇〇移転のための農地の貸借となります。〇〇と一部〇〇の農地について、まとまった農地を〇〇が借り受ける案件となっております。貸付者は、14名です。

対象農地については、合計48筆、33,078㎡となります。各筆の詳細については、1～14ページに農地利用集積計画を載せております。また、15ページに農地の地図を載せております。今回は数が多いので、各自でご確認いただけたらと思います。

今回の案件は、以上14件になります。審査をお願いします。

○議長（会長職務代理者）

この件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして追加議案として議案第11号、農地法第5条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

追加議案第11号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

追加議案とする理由について説明いたします。この申請は10月2日付で提出されましたが、公共工事に伴う一時転用の案件でありまして、書類審査をしたところ適当と認められ、来年予定の東温スマートインターチェンジの供用開始に向けて、速やかに県庁に進達すべき案件と判断されるため、今回追加議案としてあげさせていただきました。

それでは議案について説明いたします。9番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇。借受人 大阪府大阪市〇〇番〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、824㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は農用地区域内。転用目的は仮露天資材置場。権利内容は賃借権設定です。開発許可は不要です。東温スマートインターチェンジ工事に伴う一時転用の案件です。

2ページをご覧ください。申請地の見取図になります。申請地は〇〇の北側で〇〇の土地です。3ページをご覧ください。土地利用計画平面図となります。申請地を車両置場、作業委員の休憩所、資材置場として使用する計画となっております。4ページは現況写真となりますが、残念ながらすでにシートが敷かれた状態となっております。5ページに顛末書を徴しております。6ページは農地への復旧計画書となっております。使用後は農地へと確実に復旧する予定となっております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

事務局から説明があった通りではございますが、現地を確認しましたが、すでに使用されておりました。顛末書を徴しておりますが、すでに使用されてしまっていることについて残念に思っております。来年開通予定のスマートインターチェンジの工事への支障をきたしてもいけないため、承認しております。以上です。

○議長（会長職務代理者）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、11件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和5年11月10日となっております。

以上で第3回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。